

第117回新生ふくしま復興推進本部会議
第28回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議 合同会議 議事録

- 日時：令和4年8月30日（火） 11：40～12：00
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

只今から、新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

早速、議題の1つ目「福島復興再生特別措置法『福島復興再生計画（案）』について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1-1を御覧ください。資料上段におきまして、計画改定の根拠等を整理しております。資料下段には、計画改定の経緯等を記載しております。

令和4年5月成立の改正福島復興再生特別措置法において、「福島国際研究教育機構」の設立等が明記されました。同法に基づき国が策定する福島復興再生基本方針においても、法改正の内容や復興の状況等を踏まえて改定され、今月26日に閣議決定がなされたところです。福島復興再生計画においても、同基本方針の改定等を踏まえ、この度、改定を行うことといたしました。

資料1-2を御覧ください。計画の主な改定内容を記載しております。資料上段に、改正法に明記された「新産業創出等研究開発基本計画」との調和、「福島国際研究教育機構」に関する取組を新たに記載しております。また、資料下段には、基本方針の改定内容等を踏まえ、特定復興再生拠点区域外に関する取組、ALPS処理水対策、「福島型漁業」の実現、再生可能エネルギー関係、KPI等の達成等について追記いたしました。

なお、資料1-3として計画の概要、資料1-4として改定後の本文案を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

本改定案につきましては、本日より実施するパブリックコメントや今後実施する市町村等への法定意見聴取等を踏まえつつ、国とも必要な協議を進めながら、認定申請に向けた準備を進めてまいります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して御意見等ありますか。なければ、原案のとおり決定することといたします。知事からお願いいたします。

【知事】

震災と原発事故から11年余りが経過をする中、本日、唯一全町避難が続いていた双葉町において、特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現しました。

一方、いまだ帰還困難区域を抱える自治体があるなど、復興の進捗、直面する課題は地域によって異なり、これからも長い戦いが続きます。

このような実情を踏まえて、本県の復興・再生の要である「福島復興再生特別措置法」に基づく「福島復興再生計画」に必要な施策等を適時適切に盛り込むとともに、それらを着実に実行していくことが極めて重要です。

引き続き、現場主義を徹底をし、県民の皆さんや市町村の御意見を丁寧に伺いながら、計画改定に必要な協議・調整を進めるなど、国・市町村等と一丸となって、復興に向けた取組を進めてください。

【鈴木副知事】

次に、議題の2つ目「福島国際研究教育機構の立地選定について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

議題1はペーパーレスで行いましたが、議題2は提案候補地・物件の選定結果をよく御確認いただきたいため、机上に資料を配付しております。

「資料2-1」を御覧ください。福島国際研究教育機構は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与することを目的として国が設立するものであります。来年4月の機構設立に向け、今年3月に基本構想が決定され、5月には機構の設立を規定する福島復興再生特別措置法改正法が成立したところであります。機構の本施設、整備までの仮事務所につきましては、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村からの提案を県が検討し、8月末までに国に提案するものであります。本施設につきましては9市町、仮事務所につきましては8市町から提案があり、これまで、県では本部会議の下にプロジェクトチームを設置し、現地調査やヒアリングを実施し、検討を重ねてまいりました。

「資料2-2」を御覧ください。本施設候補地の概要についてまとめております。本施設につきましては、9市町から15か所の提案がありました。2ページ目、田村市都路町岩井沢地区であります。3ページ目、南相馬市小高区岡田地区であります。4ページ目、南相馬市小高区浦尻地区であります。5ページ目、川俣町山木屋地区平山地内であります。6ページ目、川俣町山木屋地区向大沢山地内であります。7ページ目、広野町下浅見川地区であります。8ページ目、広野町下北迫地区であります。9ページ目、楡葉町北田地区外であります。10ページ目、楡葉町上繁岡地区であります。11ページ目、富岡町小

良ヶ浜地区外であります。12ページ目、大熊町小入野地区であります。13ページ目、大熊町下野上地区であります。14ページ目、双葉町長塚地区。15ページ目、浪江町川添地区であります。16ページ目、浪江町権現堂地区であります。

「資料2-3」を御覧ください。仮事務所候補物件の概要についてまとめております。仮事務所につきましては、8市町から11か所の提案がありました。2ページ目、田村市常葉町山根地区の公有施設であります。3ページ目、南相馬市小高区小高地区の公有施設であります。4ページ目、南相馬市小高区関場地区の公有施設であります。5ページ目、川俣町山木屋地区のプレハブ施設であります。6ページ目、楡葉町井出地区の民有施設であります。7ページ目、富岡町本岡地区の民有施設であります。8ページ目、富岡町本岡地区のプレハブ施設であります。9ページ目、大熊町下野上地区の公有施設であります。10ページ目、双葉町中野地区のプレハブ施設であります。11ページ目、浪江町権現堂地区の公有施設であります。12ページ目、浪江町橋幾世地区の公有施設であります。

「資料2-4」を御覧ください。選定の視点としては、①施設整備が円滑にできる、②研究者等が安心して生活、活発に活動できる、そして、③福島イノベーション・コースト構想の効果を最大化できる候補地を選定するため、本施設の表のとおり評価項目・視点を設定しております。主に、円滑な施設整備の観点として、③土地の形質、⑤土地取得のしやすさなど5項目、研究者等の生活・活動支援の観点として、⑥交通アクセスや、⑦生活環境など3項目、イノベーション構想の最大化の観点として、⑨イノベーション構想の推進、⑩広域的な地域デザインなど3項目であります。仮事務所については、最も重要な来年4月からの入居が可能かどうかといった物件の適格性のほか、交通アクセスなど4項目を設定しております。

「資料2-5」を御覧ください。本施設候補地の評価をまとめたメインの資料です。資料の見方ですが、項目に最も適している場合は「◎」、適合している場合は「○」、一部満たしていない場合は「△」として評価しております。なお、面積が10ha未満の候補地は、必須要件を満たさないことから、括弧書きで参考評価としております。

十分に検討を重ねた結果、15候補地のうち、表の右から2列目、浪江町の「川添地区候補地」が最多の6項目で高評価となり、その他の項目も含め総合的に最も高い評価となりました。「川添地区候補地」の評価の要点について、下欄にまとめてあります。本候補地は、高低差の少ない十分な面積を有する一団の整形地であり、土地の形状等が施設敷地として適しております。研究者の生活・活動支援につきましても、JR常磐線駅と近接し、高速IC、国道6号

線等とも近く、国内外の研究者等の往来、活動の基盤となる交通アクセスの利便性に最も優れるとともに、地元理解の醸成や移住・定住の促進に向けた取組、町担当課の新設や機構への職員派遣の提案など、地元の支援が十分に見込まれます。また、機構の通勤圏と想定される周辺地域を含め、必要な生活インフラも整っております。

福島イノベ構想の最大化につきまして、浪江町では、研究開発に対する支援やイノベ構想を推進する取組が多数行われており、また、研究施設や関連企業など、周辺地域を含め多く立地していることから、機構との連携やネットワークの形成により、イノベ構想の更なる発展が十分に見込まれます。

さらに、立地地域の枠組みを超え、創造的復興やまちづくりを推進していくに当たりまして、今後、復興が本格化する地域との近接性、既存のまちづくり計画との十分な整合性から、浜通り地域等幅広いエリアへの効果の波及やまちづくり等の将来像の実現への寄与が大いに期待できます。そのほか、「①法令による制約」については、町が用途変更等の手続きを想定しておりますこと、「②自然災害リスク」については、洪水浸水想定区域であるものの、町から盛土による減災対策工事の提案があったことから、項目に適合している「○」と評価しております。

以上により、県としては、本施設候補地を浪江町「川添地区候補地」にしたいと考えております。

次に「資料2-6」を御覧ください。仮事務所候補物件の評価をまとめたメインの資料です。11候補物件のうち、表の右から2番目、浪江町「権現堂地区公有施設」が最多の3項目で高評価「◎」であり、その他の項目も含め総合的に最も高い評価となっております。評価の要点ですが、下欄のとおり、今年6月に新築された町営の貸事務所であり、大規模な改修も不要、物件適格性が最も優れ、機構の立地時期を踏まえた物件入居が可能であり、交通アクセスや支援体制も十分見込めるものであります。

以上により、県としては、仮事務所候補物件を浪江町「権現堂地区公有施設」にしたいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、商工労働部。

【商工労働部長】

説明のあった候補地周辺では、FH2R、ロボットテストフィールドなどの既存施設をいかした研究開発や実証試験の取組が進んでおり、今後における周

辺地域での新たな産業の集積も十分見込めることから、評価は適当と考えます。

引き続き、機構と県内産業とのネットワーク形成など、イノベ構想の更なる発展に取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

土木部。

【土木部長】

説明のあった浪江町の候補地は、意向調査を含む地権者調査が進み、接道等の状況に問題ないことから、土地の取得や工事の円滑な実施に支障がないものと考えます。その他の評価項目を総合的に踏まえ、候補地として適当と考えます。

また、仮事務所についても、本施設候補地と隣接し、円滑な工事監理も見込めるものと考えております。

【鈴木副知事】

避難地域復興局。

【避難地域復興局長】

復興の進捗はそれぞれ異なるものの、機構の立地は、市町村の枠を超え、避難を余儀なくされた地域全体の発展に大きく寄与するものと考えます。

機構が面的な復興に寄与するものとなるよう、避難地域の再生に一層取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

ほかに御意見ありますか。なければ、福島国際研究教育機構の本施設立地候補地を「浪江町川添地区候補地」、仮事務所候補物件を「浪江町権現堂地区公有施設」に決定することとします。

今後の予定、本県の取組について、企画調整部長。

【企画調整部長】

本日、県が決定した候補地について、今後、国において検討がなされ、来月中に最終決定となる見込みであります。施設整備は、令和5年度までに基本計画が策定、令和12年度までに順次整備されることとなりますが、それに先立ち、来年4月には仮事務所での活動が開始となります。

本施設、仮事務所共に、立地選定である以上、住所を1か所に決めることとなりますが、重要なことは機構の活動成果を立地自治体の垣根を越えて広域的に波及させることと考えております。

「資料2-7」を御覧ください。本県としましては、機構の整備、仮事務所での活動開始に歩調を合わせ、機構を核とした広域的なネットワーク形成に取り組むとともに、機構が顔となる研究タウン、広域的な生活圏の形成など、復興まちづくりを推進してまいります。

「資料2-8」を御覧ください。機構の立地により、数百名の国内外の研究者、その家族、職員、関連企業の従業員など、新たな人の流れが創出されてまいります。機構立地の効果を面的に広げ、浜通り地域等全体の復興に資するものにするすることで、地域に人が戻り、居住人口の回復にも大きく貢献できるよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。

【鈴木副知事】

知事からお願いいたします。

【知事】

福島国際研究教育機構の立地について、5月に9つの市、町から提案をいただき、現地調査やヒアリングの上、これまで慎重な検討を重ねた結果、本日、県として、本施設候補地を浪江町「川添地区候補地」、仮事務所候補物件を同町「権現堂公有施設」に決定いたしました。

機構は、福島の復興・再生を進めていく上で夢や希望となるものであり、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるものです。機構が、浜通り地域等の研究機関や産業界、教育機関等と連携を深めることにより、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させるとともに、自治体の枠を超えた人の流れの創出や広域的なまちづくりにより、浜通り地域、県内全域へ効果を波及させていくことが極めて重要です。

国に対する立地候補地の推薦に当たっては、県の考えをしっかりと共有し、機構の取組の効果が広範なエリアに還元されるよう、機構、国、市町村、関係機関等としっかりと連携をして取り組んでください。

【鈴木副知事】

以上で、合同会議を終了します。